発行人 大 分

県 編集

株インタープリンツ (定価 箇年 三万八千八百八十円

平 成 三 + 年

号 三)四)

月 三十 日

曜 H

三

目

次

例

〇条

例

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成三十一年三月三十一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 日 市 具

正

大分県条例第十号

## 大分県税条例の一部を改正する条例

術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し 報処理組織を使用して」を「を行う場合において、大分県行政手続等における情報通信の技 する条例(平成十六年大分県条例第三号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情 には」を「ときは」に改める 税関係手続用電子情報処理組織を使用し、 て、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方 第四十五条第三項中「をし、 大分県税条例 (昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。 併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関 かつ、地方税共同機構を経由して、」に、 「場合

場合において、 る条例第三条第 項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使 の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一 第五十七条の二中「をし、併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関す 大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項 一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を 「を行う

H 用し、 かつ、地方税共同機構を経由して、」に、 「場合には」を「ときは」に改める。

附則第六条第二項第三号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第 に改める。 Ħ.

号中「。次条」の下に「及び附則第二十二条の三の二第四項第五号」を加え、同号ハ⑴⑴中 号中「。次条」の下に「及び附則第二十二条の三の二第二項第四号」を加え、同号イ⑴及び 四項第五号」に改める。 四項第五号」を加え、同号ハ⑴;;;中「及び次条」を「、次条及び附則第二十二条の三の二第 にあつては、平成三十年十月一日)」を、 ②中「及び次条」を「、次条及び附則第二十二条の三の二第二項第四号」に改め、 (i)中「この号及び次条」を「この号、次条及び附則第二十二条の三の二」に改め、 「平成二十八年十月一日」の下に「(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のもの 附則第二十二条の二中「 附則第七条の三の二中 「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四号イ(1) 「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改める。 (第三十九条第一項の」を「(第三十九条第二項に規定する」 「次条」の下に「及び附則第二十二条の三の二第 同条第六 同条第五

規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。)」に、 ように改める。 が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行 附則第二十二条の二の二第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車 「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次の 「第十三項」を「第十二項」 (車両総重

- 次のいずれかに該当すること。
- 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十
- 口 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平 -成十七
- 二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じ て得た数値以上であること。

を 十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 に改め、 五第三項」に改め、同項第二号イ中 - 附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同条第四項中「次に掲げる 附則第二十二条の二の二第三項中「第十三項」 「附則第四条の五第二項」に改め、 同号口中 「附則第四条の五第七項」を 「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第四項」 同号口中 「附則第四条の五第五項」に改め、 「附則第四条の五第五項」を を「第十二項」に、 同項第一号イ中「附則第四条の五第四 「平成三十 「附則第四条の 一年三月三 同号ハ中

平成三十一年三月三十一日

大分県報号外

一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。
る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第七項に規定するものに限自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、

- 次のいずれかに該当すること。
- ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七

年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- 定するもの 定するもの 条用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第八項に規
- ① 次のいずれかに該当すること。
- 二十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこ三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこ三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成
- と。十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこけ七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成に、平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成
- 乗じて得た数値以上であること。 2 エネルギー消費効率に百分の百二十を

を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号五第十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十三項」を「附則第二十二条の二の二第五項第二号イ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の

一 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第

十一項に規定するもの

- イ 次のいずれかに該当すること
- 十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 ① 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三
- 七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。2 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十
- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗

じて得た数値以上であること

規則附則第四条の五第十五項に規定するものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行ーが則第二十二条の二の二第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量

ように改める。 に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次の規則附則第四条の五第十五項に規定するものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」

次のいずれかに該当すること。

年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。イーア成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十

- 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七
- 得た数値以上であること。 二 エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて

十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。附則第二十二条の二の二第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三

- 十六項に規定するもの
  一がソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第
- イ次のいずれかに該当すること。
- 十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 ① 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三
- 七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。② 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十
- て得た数値以上であること。ローエネルギー消費効率に百分の百十を乗じローエネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じ
- 二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第

十七項に規定するもの

- 次のいずれかに該当すること。
- 十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成
- 七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成十
- て得た数値以上であること。 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じ

条の五第二十項」に改める。 則第四条の五第十九項」に改め、 項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十六項」を「附 十一日 附則第二十二条の二の二第八項中「第十三項」を「第十二項」に、 」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 同項第二号中「附則第四条の五第二十七項」を「附則第四 同項第一号イ中「附則第四条の五第二十五 「平成三十一年三月三

第七項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。 十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」 - 附則第四条の六第六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六 附則第二十二条の三の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三 第四号を第五号とし、第三号を削り、同項第二号イ中「附則第四条の六第五項」を

四 項に規定するもの 石油ガス自動車のうち、 次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の六第

次のいずれかに該当すること。

- 十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成
- 七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十
- じて得た数値以上であること エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗

第二号とし、 第三項第一号」を 附則第二十二条の三の二第二項第一号中 同号の前に次の一号を加える。 「附則第二十二条の二の二第二項又は第三項第一号」に改め、 「附則第二十二条の二の二第二項第一号又は同 同号を同項

項に規定するもの ガソリン自動車のうち、 次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の六第

> イ 次のいずれかに該当すること

- 十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三
- 七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成十 一を超えないこと。
- じて得た数値以上であること エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗

改め、 二条の二の二第六項第二号」を「附則第二十二条の二の二第七項第二号」に改め、 三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第二十二条の二の二第六項第一号」を 条の二の二第五項第三号ハ」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成 九項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同 の二の二第四項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第 十日」に改め、同項第一号中「附則第二十二条の二の二第四項第一号」を「附則第二十二条 項第三号とし、 項第四号とし、同項第二号イ中「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十三項」に 項第三号中「附則第二十二条の二の二第四項第二号」を「附則第二十二条の二の二第五項第 二号」に改め、同項第四号中「附則第二十二条の二の二第五項第二号ハ」を「附則第二十二 「附則第二十二条の二の二第六項」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「附則第二十 附則第二十二条の三の二第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三 同号ロ中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十四項」に改め、 同項第一号の次に次の一号を加える。 同号を同

次に掲げるガソリン自動車

ずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第十一項に規定するもの 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のい

次のいずれかに該当すること。

- 三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成
- (ii) 十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成
- エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のい

ずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第十二項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこ三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成
- 十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこ。()平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成)
- じて得た数値以上であること。 2 エネルギー消費効率に百分の百五を乗

附則第二十二条の三の二第四項に次の一号を加える。

が三・五トンを超えるバス又はトラックで施行規則附則第四条の六第十五項に規定する五 軽油自動車(電力併用自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当する車両総重量

- 次のいずれかに該当すること。

- 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- 九を超えないこと。 
  量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の② 
  平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出
- 四号に掲げるトラックにあつては、 十一日 日」を 運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成三十一年三月三十一 第六項中「供する自動車」の下に「又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車 に改め、 十日」に改め、 一項まで」を 附則第二十二条の三の二第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三 同条第十項中 「以下この項から第十三項まで」を「次項から第十二項まで」に改め、 「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十一年三月三 一を「平成三十一年九月三十日」に改め、 同号口中 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。 同項第一号及び第二号中 「装置 同項第二号イ中「附則第四条の六第十一項」を 「附則第四条の六第十二項」を「附則第四条の六第十七項」に改め、同条 「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 (以下この項から第十一項まで」に、 平成三十年十月三十一日)」を「平成三十一年九月三十 「第十二項まで」を 同条第九項中「装置 「平成三十一年三月三十一日 「第十一項まで」に改め、 「附則第四条の六第十六項」 (以下この項から第十 同項第四号を 同項第 第

を同条第十一項とし、 成三十年十月三十一日)」を「平成三十一年九月三十日」に改め、 の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十六項」に、 十三項とする。 の二第十五項\_ 同条第十一項を削り、 日)」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四. 下に「八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え」を加え、 「附則第四条の六の二第十八項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改め、 (車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一 「平成三十一年三月三十一日 同条第十三項中「及び」を 同条第十二 一項中 「附則第四条の六の 「又は」に改め、 (第四号に掲げるトラックにあつては、 二第十六項 「平成三十一年三月三十一日 同項第四号を削り、 「三・五トンを超え」の を 一附則第四 同項を同条第 「附則第四 平

項に規定するものをいう。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年 として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条の二第四 め う。 等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第五項に規 ガス車基準」という。)」に、 は、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準 法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつて スに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「 第二号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、 定するエネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきも 費効率」という。)が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器 度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第 で施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年天然 過した日の属する年度」を「もの」に改め、 第一号中「もの「新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」 ス保安基準」という。)」に、 一号イに規定するエネルギー消費効率 「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同条の規定により平成二十一年十月」 「第二項の表」を「次の表」に改め、 附則第二十二条の七第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをい 「もの」に改め、同項第二号中「もの<br />
新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経 次項第 同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(電力併用自動車のうち、 一号に、 「規定するものをいう。 「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第三項」に改 「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第一項」 同項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガ (以下この条及び次条第一項において「エネルギー消 同条第二項及び第三項を削り、 以下この条」を「規定するものをいう。 同条第四項中 「排出ガ 動力源 日 同項 同項 同

平成三十一年三月三十一日

Ĺ		ことは対けくき可		区之111111111111111111111111111111111111	
四千五百円	一万七千五百円		一万九千五百円	七万六千五百円	
四千円	一万四千五百円		一万七千円	六万六千五百円	
三千円	一万二千円	第一項第三号イ(1)	一万四千五百円	五万八千円	
五千五百円	二万六百円		一万三千円	五万千円	
三千円	一万二百円	第一項第二号ハ(2)	一万千五百円	四万五千円	
四千円	一万五千百円		一万円	三万九千五百円	
二千円	七千五百円	第一項第二号ハ(1)	九千円	三万四千五百円	
千六百円	六千三百円		七千五百円	二万九千五百円	第一項第一号口
一万五百円	四万五百円		一万五百円	四万七百円	
九千円	三万五千円		七千円	二万七千二百円	
七千五百円	三万円		六千円	二万三千六百円	
六千五百円	二万五千五百円		五千五百円	二万五百円	
五千五百円	二万五百円		四千五百円	一万七千九百円	
四千円	一万六千円		四千円	一万五千七百円	
三千円	一万千五百円		三千五百円	一万三千八百円	
二千円	八千円	第一項第二号ロ	二千五百円	九千五百円	
千二百円	四千七百円		二千五百円	八千五百円	
七千五百円	二万九千五百円		二千円	七千五百円	第一項第一号イ
六千五百円	二万五千五百円			同項に次の表を加える。	の二第十一項に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。
五千五百円	二万二千円		基準で施行規則附則第五条	定められた排出ガス保安	/ 13
			「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条の規定により平成二十一年十	中量車基準  を「同条の	の二第十項」に、「平成二十一年軽油軽
五千円	一万八千五百円		「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条	加え、「附則第五条の二:	る自動車に該当するものを除く。)」を加え、
四千円	一万五千円		」の下に「(第三号に掲げ	、同項第五号中「乗用車	項」を「附則第五条の二第九項」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げ
三千円	一万二千円		、「附則第五条の二第十三	:容限度」という。)」に	において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に、
二千五百円	九千円		八項に規定するもの(次項	行規則附則第五条の二第	ス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの
二千円	六千五百円	第一項第二号イ	のとして定められた排出ガー	以降に適用されるべきも	「同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガー」。
二万八千円	十一万千円		系唆化物排出許容限度一を一方項」は「一所具第五条の一	9一に、「平成十七年窒素」を「解貝第丑条の二第	二第十二項一を「附則第五条の二第七項一に、「平戎十七年窒素骏化物非出許容限度  を  ^^ / 」に
二万二千円	八万八千円		3574	、、「計画等に受りに等く「平成三十二年度基準を	こして定め

					第一項第五号口	第一項第五号イ		第一項第四号							第一項第三号口							第一項第三号イ(2)				
四万六千四百円	四万八百円	三万六千円	三万千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	一万二千円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円
一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円	六千円	三千円	千五百円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円
	第一項第一号口										第一等一	第二項第一書 一第三項の表」を「次の表」に改め	炽				第二項第二号			第二項第一号		第一項第五号ハ				
三万四千五百円	二万九千五百円	四万七百円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円	同 項	びの、 別京… ての 妥・ 引則第五条の二第十六項」	項とし、同条第五項中「	八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	一万八千二百円	一万三千五百円	八万八千八百円	七万四百円	六万千二百円	五万三千二百円
一万七千五百円	一万五千円	二万五百円	一万四千円	一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円	五千円	四千五百円	四千円		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	附則第五条の二第十五項」	二千円	千六百円	千三百円	千六百円	千二百円	千円	五千円	三千五百円	二万二千五百円	一万八千円	一万五千五百円	一万三千五百円

平成三十一年三月三十一日	
大公	
分県報号外(条例)	

٠, ١		て分具限手下(を刊)			
					(
六千円	一万二千円	第一項第五号イ	四千円	七千五百円	第一項第二号ハ(1)
三千円	六千円		三千二百円	六千三百円	
二千五百円	四千五百円	第一項第四号	二万五百円	四万五百円	
四万千五百円	八万三千円		一万七千五百円	三万五千円	
三万七千円	七万四千円		一万五千円	三万円	
三万三千円	六万五千五百円		一万三千円	二万五千五百円	
二万八千五百円	五万七千円		一万五百円	二万五百円	
二万四千五百円	四万九千円		八千円	一万六千円	
二万五百円	四万千円		六千円	一万千五百円	
一万六千五百円	三万三千円	第一項第三号口	四千円	八千円	第一項第二号口
三万二千円	六万四千円		二千四百円	四千七百円	
二万八千五百円	五万七千円		一万五千円	二万九千五百円	
二万五千五百円	五万五百円		一万三千円	二万五千五百円	
二万二千円	四万四千円		一万千円	二万二千円	
一万九千円	三万八千円		九千五百円	一万八千五百円	
一万六千円	三万二千円		七千五百円	一万五千円	
一万三千五百円	二万六千五百円	第一項第三号イ(2)	六千円	一万二千円	
一万四千五百円	二万九千円		四千五百円	九千円	
一万三千円	二万五千五百円		三千五百円	六千五百円	第一項第二号イ
一万千五百円	二万二千五百円		五万五千五百円	十一万千円	
一万円	二万円		四万四千円	八万八千円	
九千円	一万七千五百円		三万八千五百円	七万六千五百円	
七千五百円	一万四千五百円		三万三千五百円	六万六千五百円	
六千円	一万二千円	第一項第三号イ(1)	二万九千円	五万八千円	
一万五百円	二万六百円		二万五千五百円	五万千円	
五千五百円	一万二百円	第一項第二号ハ(2)	二万二千五百円	四万五千円	
八千円	一万五千百円		二万円	三万九千五百円	

四千円_	八千円	
三千二百円	六千三百円	
二千六百円	五千二百円	第二項第二号
三千二百円	六千三百円	
二千三百円	四千七百円	
千八百円	三千七百円	第二項第一号
九千五百円	一万八千二百円	
七千円	一万三千五百円	第一項第五号ハ
四万四千五百円	八万八千八百円	
三万五千五百円	七万四百円	
三万千円	六万千二百円	
二万七千円	五万三千二百円	
二万三千五百円	四万六千四百円	
二万五百円	四万八百円	
一万八千円	三万六千円	
一万六千円	三万千六百円	
一万四千円	二万七千六百円	
一万二千円	二万三千六百円	第一項第五号口

附則第二十二条の七第五項を同条第三項とする。

成三十六年三月三十一日」に改める。に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平附則第二十四条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」

に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。附則第二十五条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」

## 阿則

(施行期日)

1

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の大分県税条例(次項において「新条例」という。)の規定中自

は、なお従前の例による。動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税について動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自

(自動車税に関する経過措置)

し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用